

令和8年4月21日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会  
建設生産・管理システム部会(令和8年度 第1回)

資料3

# 「完成等に必要入札価格」での入札促進対策 を加えたダンピング防止の取組

---

# 「完成等に必要入札価格」での入札促進対策を加えたダンピング防止の取組

1. 公共工事の品質の確保や、災害対応を含め地域を支える建設業が適切に存続し、中長期的に担い手を確保・育成する観点からも、ダンピング受注の防止措置は必要不可欠である。
2. 発注者は、これまでのダンピング受注の防止措置に加え、新たなダンピング防止の取組として、入札者に対し、入札者が自らの施工能力（協力会社を含む）や競争性等を考慮し、完成に必要な費用や品質確保にかかる経費、自社の利益を自ら適切に見積り、適切な入札価格を決定し、入札することを促す取組を実施する。
3. 市場の原理に基づき公正な競争の結果、契約価格が決まる新たな商習慣としての公正な競争環境の醸成を目指す。
4. 公正な競争環境を醸成させるため、発注者は、入札者に対し「**適正価格での入札**」を促すとともに、「**予定価格のより適切な積算**」、「**調査基準価格制度の運用**」についての検討を開始する。
5. 検討においては、中長期的な視点を持ち、「賃金・労働時間等の実態調査」の実施状況等を考慮しつつ進める。
6. 市場の原理に基づき公正な競争環境を醸成する観点から、市場の失敗（外部経済・不経済の内部化）へも配慮する。

## ■入札価格の決定時、入札者が考慮する事項や見積りに含む費用

- 考慮する事項 : 現場条件を考慮し、入札者自らの施工能力（協力会社を含む）、競争性を考慮  
 見積りに含む費用 : 完成に必要な費用、品質確保（人材育成・新技術の活用等の経費を含む）にかかる経費、自社の適切な利益

## ■適切な入札価格の決定を促し、公正な競争環境を醸成する取り組み

 価格  
↑

### 予定価格のより適切な積算

価格決定プロセスの発想転換によるより適切な積算の実現

- ① 「不調や不落の回避対策」、②高い適用性を備えた積算と「VE提案の活用」の一体的活用

### — 予定価格

### 適正価格での入札

適正価格すなわち「完成等に必要入札価格」での入札促進対策

- ① 労務費等の内訳明示と設計労務単価相当の賃金の確保 ⇒ **ダンピング防止**  
 ② 工事検査等の活用 ⇒ **品質の確保に必要な取組**を促す  
 ③ 技術提案評価型S型の活用 ⇒ **合理的な施工**を促す

### — 調査基準価格

### 調査基準価格制度の運用

施工等の工夫を考慮した運用の実施

- 高い適用性を備えた積算と「VE提案の活用」の一体的活用

# ダンピング受注の防止措置について

1. 品確法の基本方針において、ダンピング受注の防止措置は、適切に低入札価格調査の基準価格等を設定する等の必要な措置を講ずることとしている。
2. 欧米(米国, スイス)では、労働条件の遵守により、建設労働者の処遇改善等とともに公正な競争環境を確保する意図を持った政策が展開されている(ダンピングの問題は聞かない)。

## ■品確法に基づくダンピング受注防止措置(基本方針より)

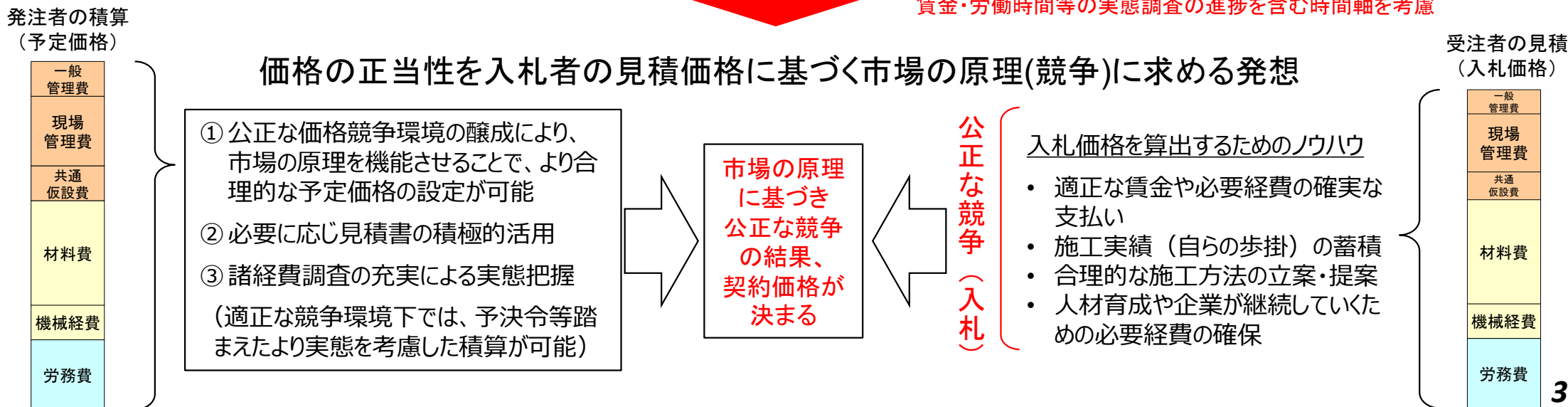
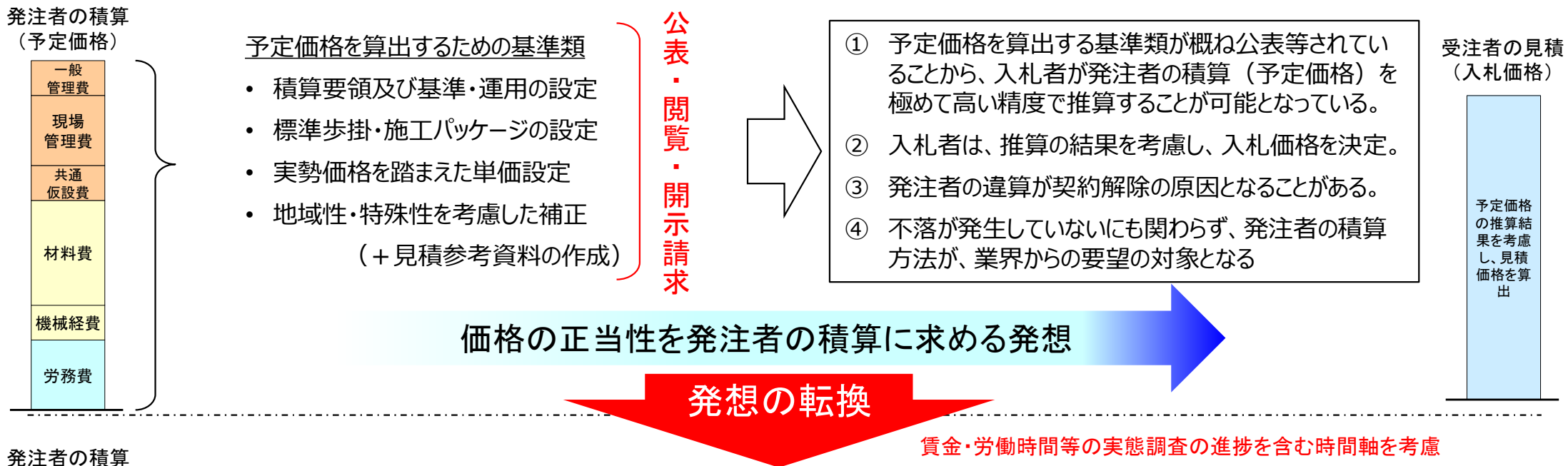
- ダンピング受注： ○ 公共工事の適正な施工が通常見込まれない請負代金の額による契約の締結
- ダンピング受注の問題： ○ 公共工事の品質確保に支障を来すおそれがある  
 (工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等)
- 公共工事を施工する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある
- ダンピング防止の措置： ○ 適切に低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる

## ■対策に関する欧米(米国, スイス)との比較

|            | 日本の対策          | 米国, スイスの対策                      |
|------------|----------------|---------------------------------|
| 対策の特徴      | ○ 入札価格を確認      | ○ 労働条件を設定し、労働条件の遵守を確認           |
| 入札価格に対する対策 | ○ 調査基準価格制度等を運用 | ○ 特になし                          |
| 労働条件に対する対策 | ○ 間接的          | ○ 遵守すべき労働条件を設定し、労働条件の遵守を確認(直接的) |

# 契約価格の正当性に関する発想の転換

- 基本的な入札契約制度等(請負契約、品確法、予決令、総合評価落札方式、積算体系等)は維持しつつ、価格の正当性を発注者の積算に求める発想から、公正な競争環境を醸成し、市場の原理(競争)による価格決定に求める発想へ転換により、新たなダンピング防止策に取り組むとともに、品確法、予決令に基づくより高い適用性を備えた予定価格の積算を目指す。
- 発想の転換においては、市場の失敗への対応(外部経済・不経済の内部化)や、賃金・労働時間等の実態調査の進捗を含む時間軸を考慮する。



# ① 労務費等の内訳明示と設計労務単価相当の賃金の確保

1. 入札者が自らの施工能力(協力会社を含む)や競争性等を考慮し、完成に必要な費用や品質確保にかかる経費、自社の利益を自ら見積り、適切な入札価格を決定することを促す観点から、賃金・労働時間等の実態調査の進捗に合わせ、入札時に、入札価格の内訳である労務費等の必要経費の内訳を求める。
2. 労務費等の必要経費の内訳についても、外部経済・不経済の内部化の視点を考慮し、工事終了後、工事の実施状況と照らし合わせて、確認することとする。

## ■ 公告・入札契約時の取組

- 労務費等の内訳の明示を求める
- 発注者も、予定価格に含まれる労務費の内訳を計算  
(市場単価を標準単価へ移行する等、施工単価の設定方法の見直しを含む)
- 適切な公告資料の作成

## ■ 施工中の取組

- 施工状況の把握
- 工事費の支払いのより適切な実施

## ■ 検査時・工事終了後の取組

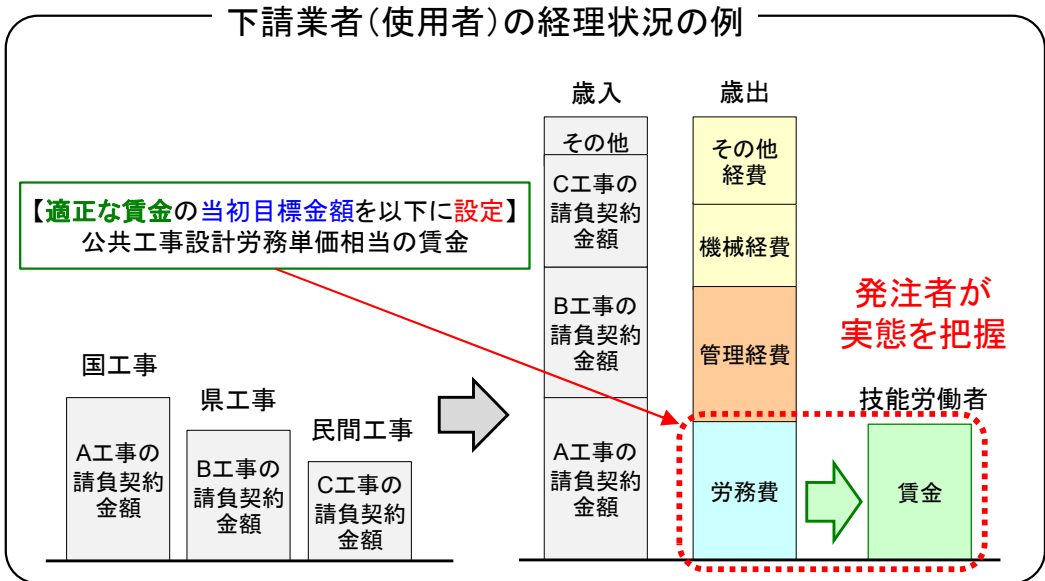
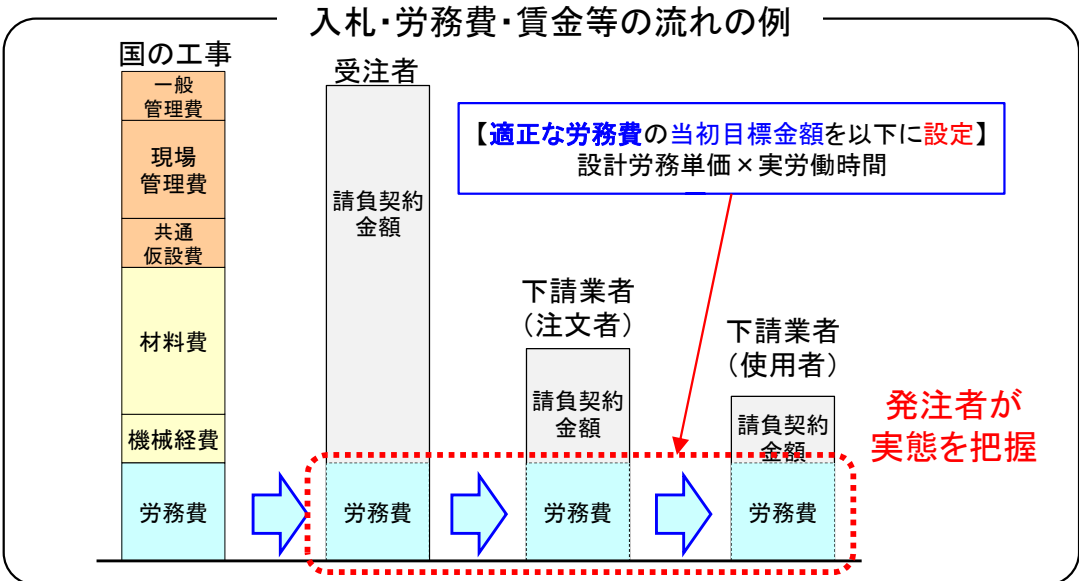
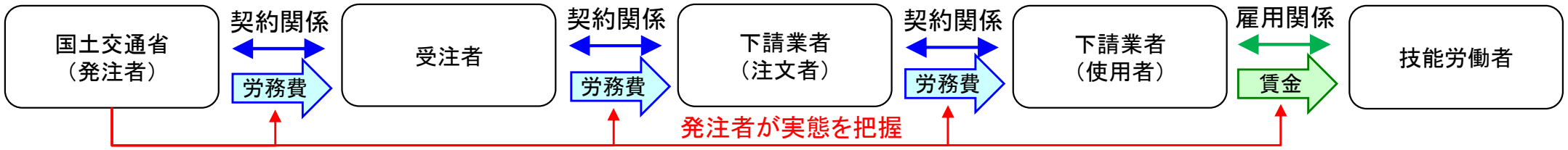
- 労務費等の支払いの確認
- 入札時の労務費の内訳と協力会社等への労務費等の支払額との比較 (出口確認)
- 諸経費の実態把握

## ■ 今後の検討課題

- 元下契約等に含まれる諸経費や賃金の確認方針・方法の検討  
(ICT技術を活用した合理的・効率的な経費の把握方法の検討を含む)
- 適切な事業者選定に向けた、外部経済・不経済の内部化を考慮した、技術検査等の評価方法の検討

- 令和8年度も引き続き、賃金・労働時間等の実態調査を着実に推進。必要性・重要性の周知を図る。
- 実態調査を通じて確認された課題等を踏まえ、調査の拡充方策（必要性・重要性の周知含む）を検討するとともに、確認された費用の実態を踏まえ、諸経費等の見直しも検討していく。

- 品確法にて新たに、適正な請負代金・賃金が支払われるよう、国に対し、賃金の支払等の実態の調査（第27条）、また、運用指針には、発注者に対し、受注者の協力の下、賃金や労働時間の実態把握が努力義務として規定されている。
- 国土交通省直轄土木工事において、下記を目的に、受注者希望方式で、試行的に調査を令和7年11月より実施。
  - ・下請業者への労務費の支払い：賃金を原資とした低価格競争を抑止し、価格や真の技術を競う等、公正な競争環境を実現
  - ・技能労働者への賃金の支払い：適正な賃金を確保し、品質確保の担い手を確保

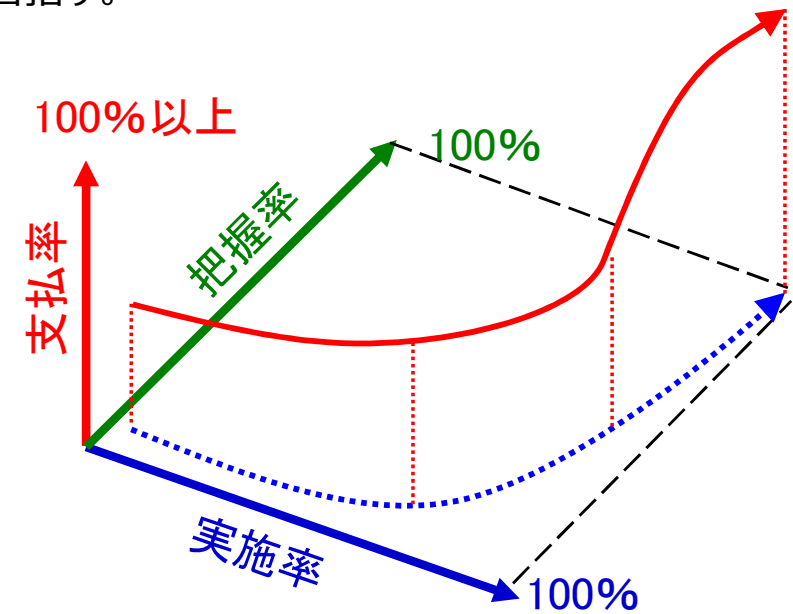


# 賃金・労働時間等の実態調査の拡充について

## ■賃金・労働時間等の実態調査の拡充について

- (1) 実態調査の拡充の進め方（優先順位）は以下の通り。①～③は段階（ステップを踏む）的に進めるのではなく、優先順位を保ちつつ、同時並行的に進める。
  - ① 本調査の必要性・重要性を受発注者双方に理解いただきながら進める。
  - ② 全ての直轄工事にて実態調査の実施を目指す。
  - ③ 全ての直轄工事、全ての工種にて、賃金・労務費が設計労務単価以上を目指す。
- (2) 実施率、把握率の100%の達成を目指す取組において、実態調査の実施は、当初、受注者希望型から始め、段階的に、発注者指定へ移行する。
- (3) 支払率が100%を達成させる取組では、適正な賃金・労務費の扱いは、当初、目標（誘導）から始め、早期に、基準（遵守）へ移行する。
- (4) 適切な事業者選定に向けた活用は、①～③の進捗を踏まえ、検討する。
- (5) 最終的には、契約約款第3条の2との関連についても検討の視野に入れる。

**実施率** : 実態調査実施工事件数 ÷ 全工事件数  
**把握率** : 対象工事の把握工種 ÷ 全工種  
**支払率** : 賃金、労務費の支払金額 ÷ 設計労務単価



- 発注者指定型の実施は、実態調査の実施状況を考慮して検討。
- 将来的には、「支払率は100%以上」を目標（誘導）から基準化（遵守）へ早期に移行を目指す。

|            |        | R7<br>秋 | R8<br>春 | R8<br>秋 | R9<br>春 | R9<br>秋 | R10春～ |
|------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| <b>実施率</b> | 受注者希望型 | →       |         |         |         |         |       |
|            | 発注者指定型 |         |         | →       |         |         |       |
| <b>把握率</b> | 受注者希望型 | →       |         |         |         |         |       |
|            | 発注者指定型 |         |         | →       |         |         |       |

## ② 工事検査等の活用(工事成績評定の考査項目別運用表の見直しの素案)

- 品確法の基本理念(第3条)では品質を確保するために受発注者の役割分担や確保すべき項目に関し、15の項目が規定されている。うち6項目(第3, 5, 6, 9, 13, 14項)は工事における取組でもあり、検査で確認することが可能。
- そのうち2項目(第3項(公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されること)、第9項(賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮))は、現在の工事検査で確認・評価されていない。
- 品質の確保に必要な取組を促す観点から、技術者・技能者の育成、賃金の支払い状況等を工事成績評定で評価することを検討。

| 考査項目         | 細別          | 評定点   | 品確法第3条と対応する評価項目                                     | 項No   | 品確法第3条の概要  |
|--------------|-------------|-------|---|-------|--|
| 1. 施工体制      | 施工体制一般      | 3.3点  | (案)公共工事等に従事する者の労働条件、労働環境の適正な整備に努めている。               | 9     | 公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮。                   |
|              | 配置技術者       | 4.1点  |   |       |  |
| 2. 施工状況      | 施工管理        | 13.0点 |   |       | 賃金・労働時間などが評価項目に含まれていない。  |
|              | 工程管理        | 8.1点  |   |       |  |
|              | 安全対策        | 8.8点  |   |       |  |
|              | 対外関係        | 3.7点  |   |       |  |
| 3. 出来形及び出来ばえ | 出来形・品質・出来ばえ | 40.8点 |   |       |  |
| 4. 工事特性      | 施工条件への対応    | 7.3点  | 構造物の特殊性、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件等への対応              | 5     | 地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されること。                       |
| 5. 創意工夫      | 創意工夫        | 5.7点  | NETIS登録技術を活用した。                                     | 6     | 公共工事等に関する技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化が適切に推進され、その技術が新たな技術として活用されること。              |
|              |             |       | 働き方改革として他の模範となる取組。若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 | 13,14 | 調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮。                     |
|              |             |       |   | 3     | 施工技術及び調査等に関する技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されること。 |
| 6. 社会性等      | 地域への貢献等     | 5.2点  |   |       |  |
| 7. 法令順守等     |             |       |   |       |  |
| 評定点合計        |             | 100点  |   |       | 技術者(若手・女性)の育成・確保は評価対象としているが、技能労働者は対象外。                                     |

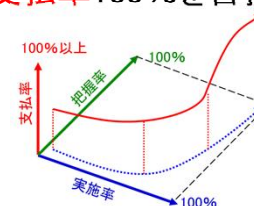
# 工事成績評定の考査項目別運用表の見直しの素案

1. 施工体制一般に、現在は12項目が評価対象項目として設定されている。労働条件等の適正な整備を促す観点から、労働条件等の適正な整備に関する評価項目をまずは追加する。
2. 最初のステップとして、賃金・労働時間等の実態調査の実施の有無を評価する。
3. 将来的に設計労務単価相当分の労務費等が支払いが行われている状況を目指す取組と、考査項目と評価の運用の連携を図る。

(主任技術評価官)

| 考査項目    | 細別        | a   | b       | c          | d  | e   |
|---------|-----------|---|---------|------------|--|---|
| 1. 施工体制 | I. 施工体制一般 | 適切である   | ほぼ適切である | 他の評価に該当しない | やや不適切である   | 不適切である  |
|         |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●評価対象項目</li> <li>□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。</li> <li>□ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。</li> <li>□ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</li> <li>□ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。</li> <li>□ 元請が下請の作業成果を検査している。</li> <li>□ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。</li> <li>□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</li> <li>□ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。</li> <li>□ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。</li> <li>□ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。</li> <li>□ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。</li> <li>□ 公共工事等に従事する者の労働条件、労働環境の適正な整備に努めている。</li> <li>□ その他</li> </ul> <p>理由： _____</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●判断基準</li> <li>評価値が90%以上・・・a</li> <li>評価値が80%以上90%未満・・・b</li> <li>評価値が80%未満・・・c</li> </ul> |         |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</li> </ul> |

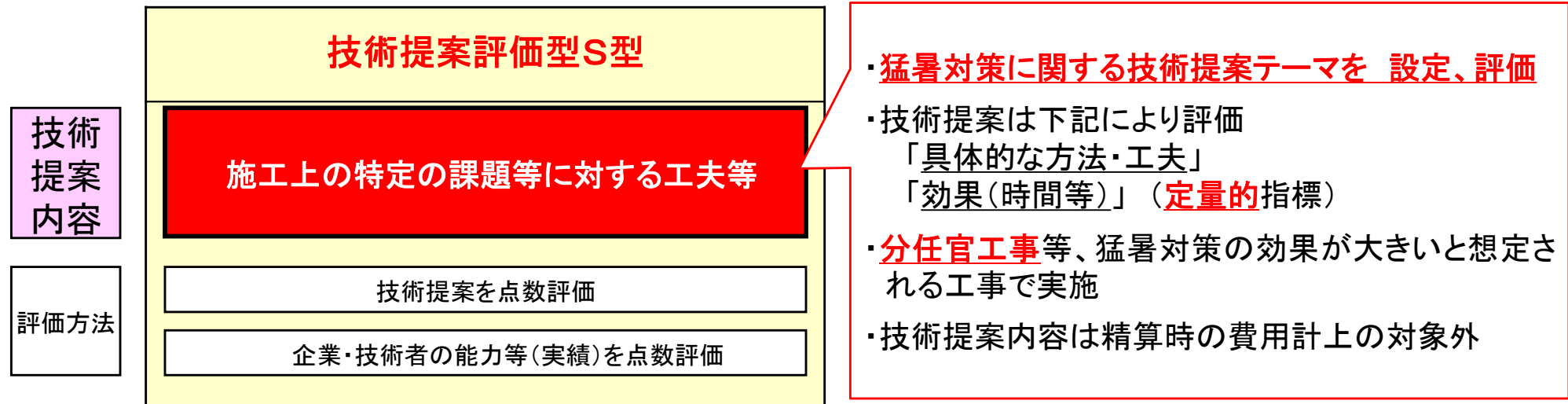
## ■賃金・労働時間等に関する段階的評価



# ③ 技術提案評価型S型の活用

1. 令和7年12月公表の猛暑対策サポートパッケージに位置づけた「**技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進**」について、総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行を実施予定。
2. 入札者に対し、入札者が自らの施工能力(協力会社を含む)や競争性等を考慮し、完成に必要な費用や品質確保にかかる経費、自社の利益を自ら見積り、適切な入札価格を決定することを促す観点からも、技術提案評価型S型を活用する。

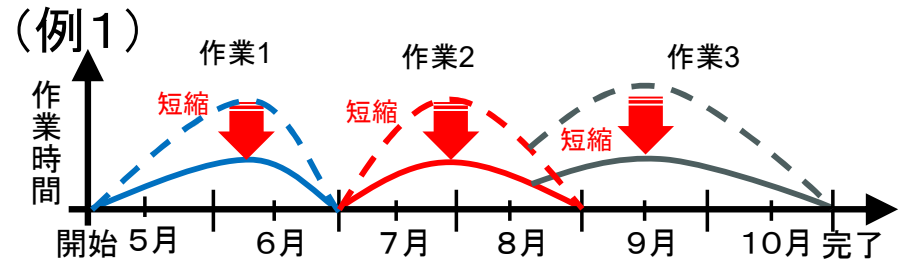
## ■総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行(案)



## ■技術提案のイメージ(定量的に評価)

- 猛暑下での施工の効率化に関する工夫  
それにより短縮する猛暑下での施工時間
- 猛暑下での施工現場の省人化に関する工夫  
それにより短縮する猛暑下での施工時間 等

※効果は客観的なデータに基づくものとし、その算出根拠が提示されない場合は評価しない



# 【分任官工事における技術提案評価型S型の導入事例】

1. 四国地方整備局では、分任官工事の橋梁下部工にて技術提案評価型(S型)を用いて、試行的に工事を発注。
2. 技術提案では、①生産性(物的労働生産性)の向上方法、②提案による作業時間の減少時間(効果量)の提案を求めた。
3. 現場では、技術提案内容に基づいた施工が行われ、物的労働生産性が27%~69%向上したことを確認。

■ **テーマ** 「橋梁下部工における施工時の配慮について」

- **着目点**
- ① **技能労働者等が施工する工種における効率化、省力化を含む物的労働生産性の向上策について提案**
  - ② ①の向上策により、期待できる作業時間の減少時間(効果量)について提案(入札金額を見積もる時に想定した作業時間と比較し、着目点①を用いることによる減少時間(効果量)を記載することも可能とする。ただし、**減少時間(効果量)の算出は客観的なデータに基づく時間とする。ここで提案した減少時間(効果量)が、当工事において達成できたかどうか、完了検査までに示すこと。**)

■ **発注実績** 徳島河川国道事務所発注、令和7年度 南環大木高架橋下部P19外工事

## ■現場での取り組み状況

- ① 提案された施工方法 : 定置式水平ジブクレーンの活用、パレットハンガー等運搬治具の活用、
- ② 提案された減少時間(効果量) : 平均20%以上

□ **作業時間の減少時間(物的労働生産性の向上率)** \* 向上率=実作業の生産性(単位時間当たりの施行量) ÷ 積算上の生産性(単位時間当たり施工量)

| 項目        | 型枠工      |         |           | 鉄筋工    |         |          | 足場工      |         |            | 支保工      |         |            |       |
|-----------|----------|---------|-----------|--------|---------|----------|----------|---------|------------|----------|---------|------------|-------|
|           | 生産量(m2)  | 作業時間(h) | 生産性(m2/h) | 生産量(t) | 作業時間(h) | 生産性(t/h) | 生産量(掛m2) | 作業時間(h) | 生産性(掛m2/h) | 生産量(空m3) | 作業時間(h) | 生産性(空m3/h) |       |
| P19<br>橋脚 | 積算上の作業時間 | 72.7    | 206       | 0.353  | 5.96    | 239      | 0.0249   | 157     | 124        | 1.27     | 35.2    | 74.3       | 0.474 |
|           | 実作業      | 72.7    | 159       | 0.457  | 5.96    | 182      | 0.0327   | 157     | 83.8       | 1.87     | 35.2    | 47.5       | 0.741 |
|           | 向上率      |         |           | 1.29   |         |          | 1.31     |         |            | 1.47     |         |            | 1.56  |
| P20<br>橋脚 | 積算上の作業時間 | 126     | 357       | 0.353  | 23.3    | 746      | 0.0312   | 157     | 124        | 1.27     | 34.9    | 73.7       | 0.474 |
|           | 実作業      | 126     | 281       | 0.448  | 23.3    | 497      | 0.0469   | 157     | 90.5       | 1.73     | 34.9    | 43.5       | 0.802 |
|           | 向上率      |         |           | 1.27   |         |          | 1.50     |         |            | 1.36     |         |            | 1.69  |



定置式水平ジブクレーンの活用  
(クレーンは常設いつでも使える。  
操作は技能者が自らリモコンを用いて実施)

## □技能労働者、技術者の感想

- 1本50kg以上の鉄筋を間近で目視しながら吊り下げ位置の微調整可能。通常、最終位置調整を人力で行っていたが、調整の人力作業が不要となった。(鉄筋工)
- 型枠材料を、必要な時に必要な量を必要な場所に荷揚げが可能となり、足場上の仮置き材料の削減が可能。作業スペースが確保され、作業効率上がる。(型枠工)
- 従来、資材を近くに下ろすと、クレーンは帰るため、足場を組む作業(下から上へ手渡しでの荷揚げ)は全て人力で実施。クレーン利用により手渡しが不要となった。(とび工)
- 技術提案内容を現場での施工に活用したことで、現場内小運搬の効率化を図るとともに、技能者の人力運搬(苦渋作業・力仕事)を削減させた。  
定置式のクレーンを用いたため、クレーンの搬入出路の確保が不要で、資機材ヤードを広く確保することが可能。繁忙期においてもクレーン手配の心配がなかった。(技術者)

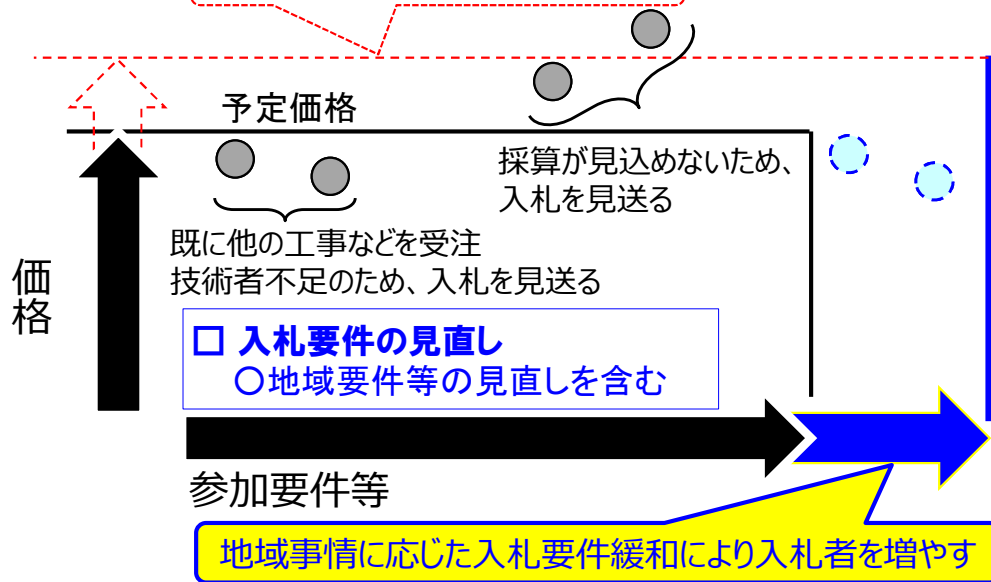
# ① 不調や不落の回避対策

1. これまで様々な不調や不落対策を図ってきたが、未だ一部の地域、一部の工種を含む工事において、不調や不落が発生している状況。（不調等の発生が施工余力不足と見なされる社会的課題もある。）
2. 「不調」や「不落」の要因を的確に捉え、「入札要件の緩和」、「予定価格の見直し」等の適切な対策を実施。

## ■ 不 調

- 主な要因
- ・ 入札者が不在により生じる事象。（技術者・技能者不足、採算の見込みが立たない等）
- 主な対策
- ・ 技術者・技能者不足の場合は、**入札要件の緩和**により入札が可能な者を増やすことが必要となる。
  - ・ 採算の見込みが立たない場合は、必要に応じて、発注規模・内容、施工条件・方法の見直しと合わせて、**予定価格を見直し**。

必要に応じて予定価格の見直し



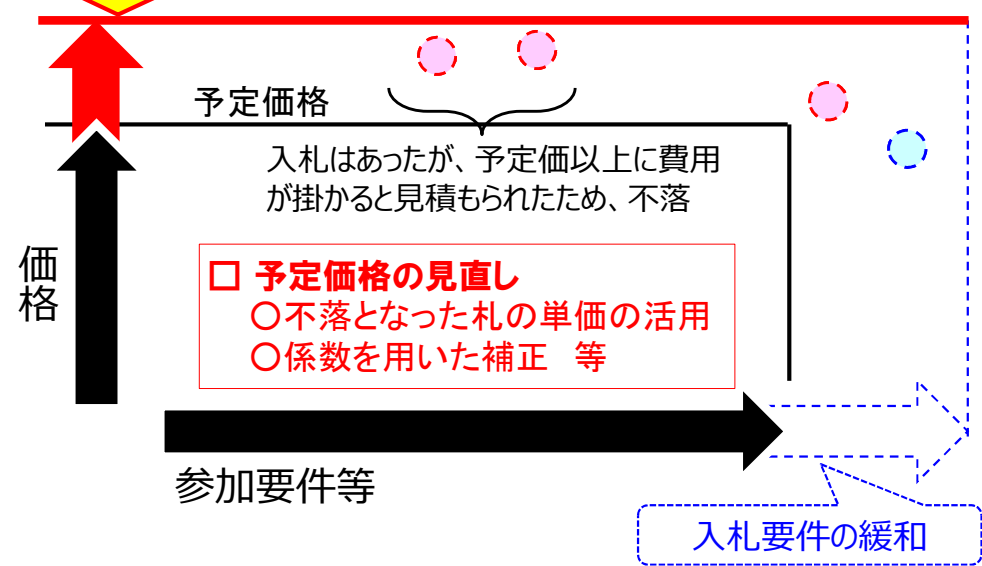
## ■ 不 落

- 主な要因
- ・ 予定価格と実態との乖離により生じる事象。
- 主な対策
- ・ 予算の範囲内で適切な発注規模・内容の見直し、または、**予定価格の見直し・賃金支払等調査の実施**（出入口対策）
  - ・ 必要に応じて、**入札要件の緩和**により、入札者を増やす取り組みも実施。

賃金支払等調査の実施(出口確認)

: 賃金支払等を確認することで契約価格の正当性を確認

予定価格の見直し



■ 大災害における円滑な  
 復旧・復興の実現  
 (今後の東日本・能登クラスの災害に備える)

- ① 不調に関しては、**地域事情に応じた入札要件の緩和**。
  - ② **予定価格等の見直し**。②-1 **適切な精算変更の実施**。②-2 **歩掛の見直し**。②-3 **共通仮設費率・現場管理費率の補正における「2) その他イ)」の機動的かつ適切な活用**。等
- 2)その他 イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

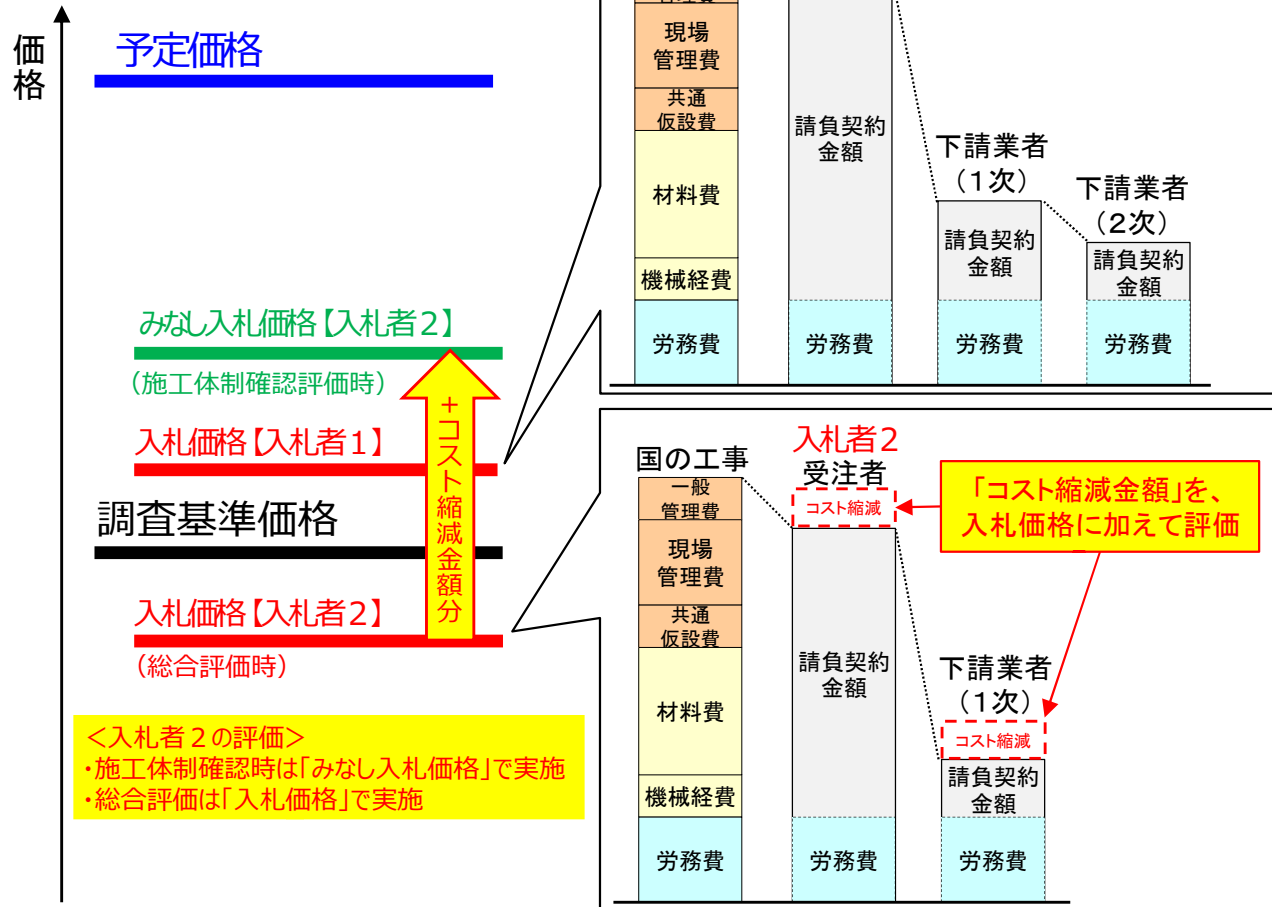
## ② 高い適用性を備えた積算と「VE提案の活用」の一体的活用のイメージ

1. 入札者が「完成等に必要に入札価格」で入札した結果、不落が生じないよう、品確法・予決令に基づき、高い適用性を備えた積算方法の検討が必要。高い適用性を備えた積算を実現させる観点から、「適正価格での入札」の取組状況やその効果を考慮しつつ、高い適用性を備えた積算項目と整合性を図りつつ、合理的な施工を促す観点から、「VE提案」の試行的活用についても、合わせて検討を開始する。
2. 「VE提案」の試行的活用を検討する場合、ダンピング入札を助長することがないように、慎重な検討が必要となる。

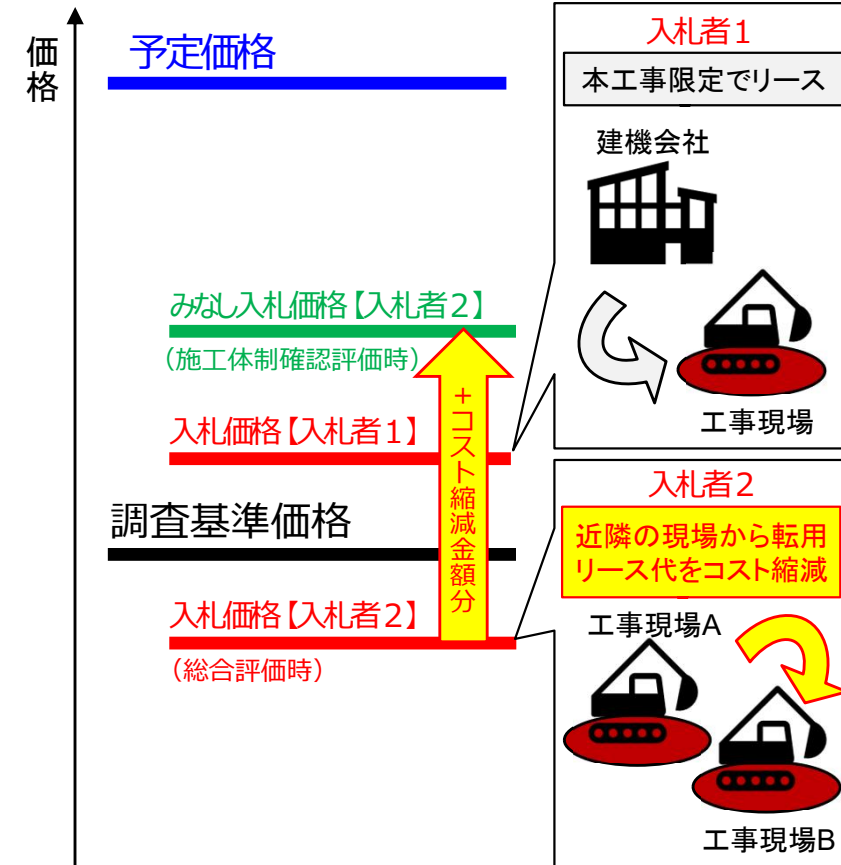
「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について（H18.12.8）」5.(5)の規定

- (5) 入札参加者が、VE提案等の内容に基づく施工を行うことにより コスト削減の達成が可能 となること及びその削減金額を(2)により提出を求める資料において明らかにした場合は、コスト削減金額として地方整備局長等が認めた金額を 当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格とみなして(4)①または(4)②を適用する。

### (例) 下請次数を低減した施工



### (例) 建機(クレーン)等の効率的利用



論点1 ダンピング受注の防止の措置について、適切に低入札価格調査の基準価格を設定、施工体制を確認する措置を講じつつ、入札者に対しても適切な見積の実施を促す場合、下記の取組が必要と考えるが、他に必要な取組はあるか。

- ① 予定価格のより適切な積算
- ② 適正価格での入札の働き掛け
- ③ 調査基準価格制度の運用

論点2 「予定価格のより適切な積算」の検討における留意点について

論点3 「適正価格での入札の働き掛け」として検討している下記の3つの取組の他に必要な取組はあるか。また、3つの取組を実施する場合の留意点について

- ① 労務費等の内訳明示と設計労務単価相当の賃金の確保
- ② 工事検査等の活用
- ③ 技術提案評価型S型の活用

論点4 「賃金・労働時間等の実態調査」を進める上での留意点について

論点5 「調査基準価格制度の運用」を検討する場合の留意点について

# 【参考】予定価格制度が果たしてきた役割等

1. 戦後の物価統制時代の運用が、予定価格に関する会計法の解釈や運用の枠組みに残った。
2. 公共工事の**契約額の正当性**は、発注者が行う**コスト計算に根拠を求めるのが一般的な認識**。

## 政府に対する不正手段による支払い要求の防止等に関する法律(昭和22年法律第171号)

- (1) 国等のためになされた**工事の完成等の給付**に関し、国に対して代金等の請求をしようとする者は、**内訳を明記しなければならない**。
- (2) **例外**として、物価統制令に規定される物・役務等が**規定**。

## 改正法(昭和24年法律第39号)

- (3) 例外規定に、**予算決算及び会計令の規定に従い競争入札に付された契約を追加**。

編集あとがき(抜粋) ※

戦前には予定価格の決め方にこんにちのようなルールはなかったのだが、戦後の物価統制時代に法律171号が公布されて、工事費も公定価格と一般職種別賃金に基づく事後精算が義務付けられた。このため当時の請負業者が大変苦しんだ挙句、発注側が一定の原価計算方式で算定した予定価格を、公定価格に準ずるものとする規定を171号に加えてもらい、漸く急場を凌いだ経緯があるのである。

つまり戦後の価格統制時代にやむなく採られた方式であったが、どうした訳かこの考え方が、価格統制が徐々に解除され、昭和25年に171号が廃止された後も、予定価格に関する会計法の解釈や運用の枠組みに、そのまま残ってしまった。公共工事の契約額の正当性は、本来は競争入札による市場の価格形成がその拠りどころである筈なのに、こんにちでは発注側で行うコスト計算にその根拠を求めるのが一般的な認識である。競争入札はその実質的な機能を失っていると言わざるを得ないのであるが、その根本的な原因が、談合の有無だけでなく、こうした予定価格算定手続にあることを、この際改めて再認識する必要があると思う。

2001年8月

建設工業経営研究会顧問  
法政大学名誉教授  
岩下秀男

# (参考)品確法第3条(基本理念)

| 項  | 条項の概要   | 工事成績評定の対応状況   |
|----|---|---------------|
| 1  | 公共工事等の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすこと  | —             |
| 2  | 経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされること   | —             |
| 3  | 施工技術及び調査等に関する技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されること   | 「創意工夫」で一部評価   |
| 4  | 工事等の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されること  | —             |
| 5  | 地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されること  | 「施工条件への対応」で評価 |
| 6  | 公共工事等に関する技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化が適切に推進され、その技術が新たな技術として活用されること  | 「創意工夫」で評価     |
| 7  | 完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理  | —             |
| 8  | 公共工事の品質確保の担い手が育成され及び確保されるとともに、災害応急対策工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されること  | —             |
| 9  | 公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び工期等を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮 | 未評価           |
| 10 | 公共工事等の受注者としての適格性を有しない建設業者等が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮  | —             |
| 11 | 民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮   | —             |
| 12 | 新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮   | —             |
| 13 | 調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮   | 「創意工夫」で評価     |
| 14 | 脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるように配慮   | 「創意工夫」で評価     |
| 15 | 公共工事に関する調査等の業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されなければならない   | —             |